

特定非営利活動法人  
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより 《特別4号》

<発行> 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局) さいたま市浦和区仲町 2・13・8

巻 頭 言

後期高齢者医療制度と介護支援専門員の課題

副理事長 原 島 清

4月から後期高齢者医療制度が始まりました。保険証の未着や保険料の天引きなど不安と不信が報じられております。最近、ニュースキャスターをしているみのもんたが「後期高齢者とは何事だ」と75歳以上の高齢者を差別しているのではないかと、等々、いろいろと物議をかもししていますが、この制度は介護支援専門員にとってもさまざまな新たな問題提起をしています。

一つは、06年診療報酬改定に位置付けられた「在宅療養支援診療所」との関係です。在宅での365日24時間緊急対応を評価したのですが、介護支援専門員との関係では、「在宅療養支援診療所」が作成する後期高齢者の「総合評価計画書」の中に連携医療機関と並んで位置付けられました。介護支援専門員も医療者側から選ばれる存在となったわけです。ケアマネジメントを通して医療者側からの信頼に応えるため、一層のレベルアップが求められます。

もう一つは、後期高齢者への制度の影響との関係です。後期高齢者医療制度は、これまで健康保険の家族など保険料を納めていなかった者からも、新たに保険料を徴収することとなり、介護保険とともに年金天引きされることになりました。その額は、普通の所得税課税世帯の場合、介護保険料とあわせると埼玉県では月額1万円を超えるものと考えられます。高齢者世帯にとっては大きな負担となります。サービス利用の忌避がうまれないか心配です。

これまで以上に、要介護高齢者の人権を守りながら、医療と介護の連携を促進していく、介護支援専門員の真価が問われることになりそうです。

# 平成20年総会告示

第四回定期総会を下記日程にて執り行います。会員の皆様には、積極的なご参加をお待ちしております。出席者及び欠席者どちらの方も、同封いたしました出席通知表兼委任状(はがき)にご記入の上ご投函下さい。総会の成立に関する重要な決定事項でありますのでよろしく願いいたします。

総会成立人数の確保が難しい場合は、督促状送付となりますが、毎年多額の費用を要しております。(会員の60%相当です) 当会の無駄の象徴的なものです。今年こそ10%以下を目指したいと思っておりますのでご協力ください。

■日 時 5月24日(土)

■会 場 埼玉教育会館

■内 容

➤ 総会 13:50 から 15:00  
決算案・予算案、事業計画など審議(詳細は総会資料で  
ご確認ください)

➤ 基調講演 15:15 から 16:15  
演題 「連携- Together」(仮題)  
演者 浦和大学客員教授  
黒澤 貞夫 先生

## 『地域の介護支援専門員の会と埼玉県介護支援専門員協会 との連携に関するアンケート結果』

### 地域支援部

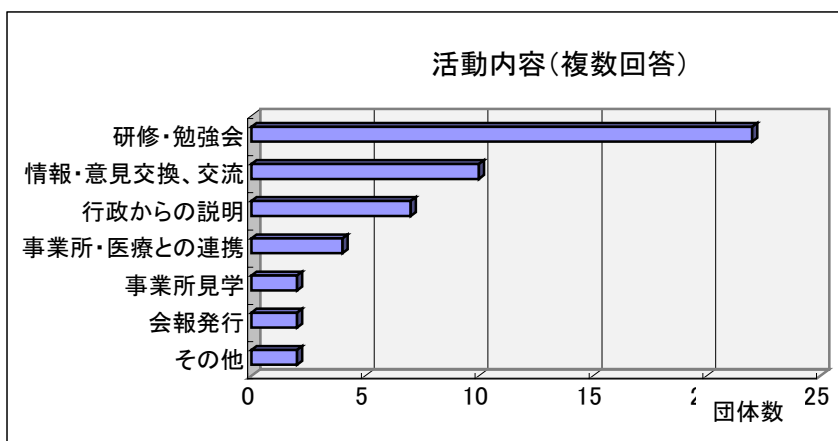
平成 19 年 11 月から平成 20 年 1 月に実施した、地域の介護支援専門員等で構成される団体に対するアンケート結果を以下のごとくまとめた。各団体の皆様にはお忙しい中ご協力頂き、誠にありがとうございました。なお、今回掲載する報告は概要版である。

ご協力頂いた各団体の方には、後日、報告書を送付させていただきます。それ以外の方で報告書をご覧になりたい方は、事務局までご連絡下さい。

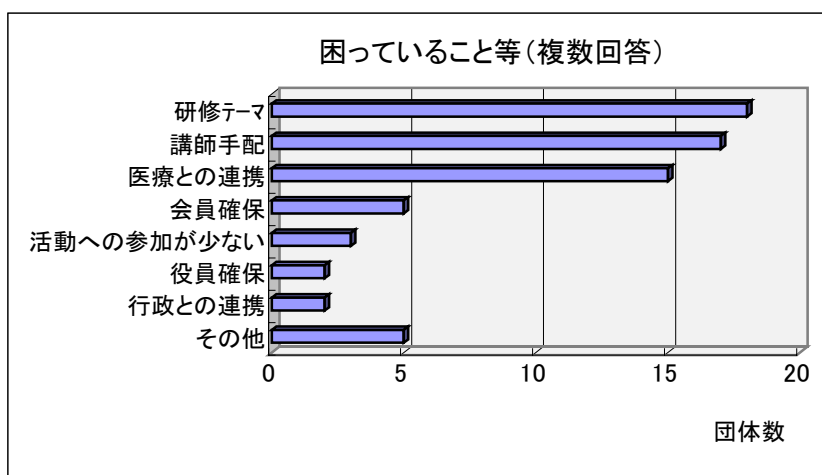
介護支援専門員の職能団体である埼玉県介護支援専門員協会と、埼玉県内各地域における介護支援専門員等で構成される団体との連携を図る第一歩として、各団体の代表者にアンケートを実施し、25 団体から回答を得た。団体の属性は、平均会員数 81.9 名（最小 6 名最大約 400 名）、介護支援専門員のみで構成されている団体が約半数、会員が業務として参加している団体が 54%であった。

#### 活動内容

約 6 割が毎月何らかの活動を行っていた。活動内容としては、研修会や勉強会が最も多く、情報交換等、行政からの説明等が多かった。

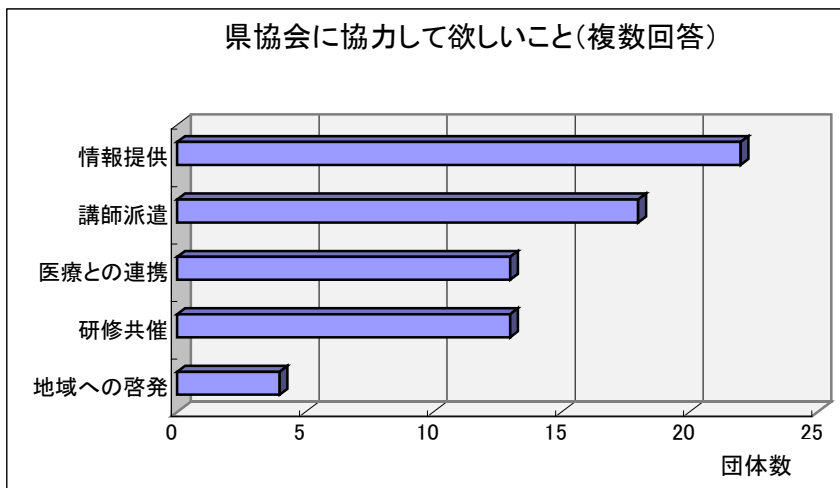


各団体の困っていることとしては、研修のテーマの決定、講師の手配、医療との連携の 3 つが多かった。

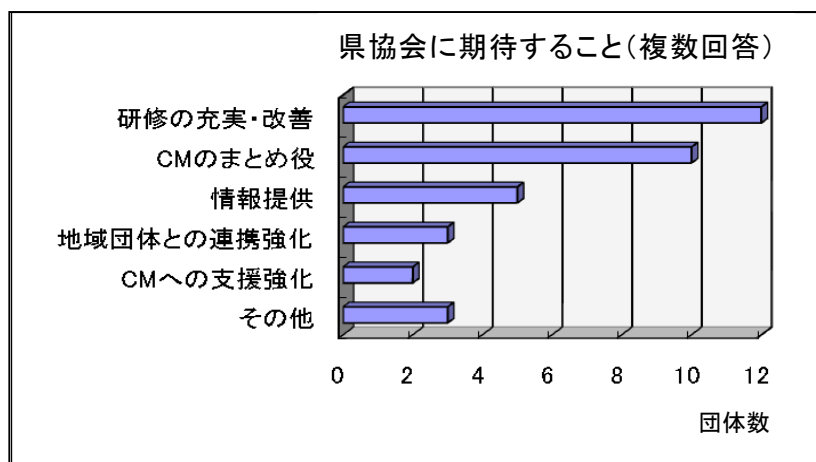


各団体における当協会の認知度を代表者に推計して頂いたところ、「ほぼ全員が知っている」が約半数であったが、「約半数が知っている」が 4 割以上、「ほとんど知られていない」が 4%いた。当協会の活動の認知度は、はろーケアマネが 8 割以上と最も多く、次いでスキルアップセミナー、介護支援専門員試験対策等が続いていた。反対に認知度の低い活動としては、認知症介護者実践養成研修が約 3 割と最も低く、次いで第三者評価、インターンシップ等であった。

**当協会に協力してほしいこと**としては、制度改正時等における情報の提供、講師の派遣、医療との連携、研修の共催等が挙げられた。



**当協会に期待するもの**として様々な意見が寄せられたが、介護支援専門員の地位向上と職業環境整備のため行政と折衝して欲しい、研修の充実や情報提供等介護支援専門員に対する支援を行って欲しい、の 2 つに大別された。



今後当協会としては、当協会の活動を広く知ってもらおうと共に、各団体に講師派遣等を積極的に行うことで活動を支援することが重要である。また、介護支援専門員への支援の拡充と、介護支援専門員のまとめ役としての自他共に認められるために、会員数の増加と現場の介護支援専門員の声を吸い上げるシステムが必要である。地域支援部としては、関係強化の必要性の PR と、支部化を希望する団体には積極的に支援を行う必要がある。

## わが町の介護給付適正化計画は ?

事務局長 窪山 一枝

県と保険者が一体となって、「介護給付適正化計画事業」への取り組みが始まります。

「介護給付適正化計画」とはいったいどんなものでしょうか？

介護保険制度のいくつかの段階で適正化への働きかけをすることで、不適正な保険給付を防ぎ、介護給付の増加を抑制しようという目的の事業です。

(1) 認定調査チェック、(2) ケアプランチェック、(3) 住宅改修等の点検、(4) 医療情報との突合・縦覧点検、(5) 介護給付費通知の主要5事業として、これらの事業を平成 22 年度までに埼玉県内60保険者の全てが取り組むよう計画策定をしているところです。

ケアマネジャーとしてもっとも気になる「ケアプランチェック」とは、どのような基準で「適正」あるいは「不適正」と判断されるのでしょうか？

「適正」の基準や判断手法、だれが判断するのか等、なかなか困難な事業ともいえます。県内の約半数の保険者では既になんらかのケアプランチェック事業が行われており、今後この事業に取り組む保険者は全国の事例を踏まえて地域の特性を生かした適正化事業を進めていくこととなります。

「ケアプランチェック」とは「介護サービス計画書の内容による介護給付の妥当性を判断する事業」であるとすれば、その判断する目的、検証基準(根拠等)、確認資料の限定、確認作業労力の最小化等の事前検討が重要で、確認作業を実行する人材は高い専門性とノウハウが求められます。行政にお任せではなく、ケアマネ自らの仕事を検証する意味でも「わが町のケアプランチェック基準」をあなたの町の保険者とともに作り上げてみませんか。

\* この件についてのご意見を埼玉県介護支援専門員協会にお寄せください。お待ちしております。

## 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案要綱のまとめ

平成 20 年 3 月 4 日に閣議決定され、同 5 日衆議院に提出された

広報部長 石原 雅哉

### 改正の趣旨

介護保険サービス事業者の不正事案の再発を防止し、運営の適正化を図るため、管理体制の整備、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策等の措置を講ずること。

### 業務管理体制の整備に関する事項

1 事業者は、法連遵守等に係る義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければなら

- ない。その事項について厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。
- 2 厚生労働大臣等は、業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、事業者に対し、報告等を命ずるとともに、立入検査をさせることができる。
  - 3 厚生労働大臣等は、適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、勧告でき、事業者が勧告に係る措置をとらなかったときは、措置を命ずることができる。

#### 介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権の創設に

都道府県知事等は、居宅介護サービス費等の支給に関して必要があると認めるときは、事業所に加えて、事業者の事務所その他関係のある場所にも立入検査をさせることができる。

#### 不正事業者による処分逃れ対策に関する事項

- 1 事業者は事業を廃止、又は休止しようとするときは、1ヶ月前までに、都道府県知事等に届け出なければならない。
- 2 偽りその他不正の行為により支払を受けた事業者に対する返還金及び加算金については、徴収金とする。

#### 指定及び更新の欠格事由の見直しに関する事項

- 1 事業者の指定等の欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有するものが指定等を取り消され、その日から5年を経過しないものを追加する。
- 2 過去5年以内に指定等の取消し処分を受けた事業者であっても、処分の理由となった事実、事実の防止のための業務管理体制についての取組状況等を考慮して、取消に該当しないことが相当であると認められるときは指定等を行うことができる。


#### 事業廃止時におけるサービスの確保に関する事項

- 1 事業者は廃止又は休止の届出をしたときは、当該サービスを受けていた者で、引き続き、相当するサービスを希望するものに対し、継続的に提供されるよう、他の事業者との連絡調整その他の便宜を行わなければならない。
- 2 都道府県知事等は、1項の便宜の提供が円滑に行われるために必要があると認めるときは、事業者及び関係者間の連絡調整、事業者及び関係者に助言等を行うことができる。
- 3 都道府県知事等は、事業者が1項の便宜の提供を適正に行っていないと認めるときは、適正に行うべきことを勧告でき、事業者が勧告に係る措置をとらなかったときは、措置を命ずることができる。

#### 老人福祉法の一部改正

老人居宅生活支援事業、有料老人ホーム等を廃止、又は休止しようとするときは、1ヶ月前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

# 日本介護支援専門員協会埼玉県支部だより

<p><b>1 総会ご案内</b></p> <p><b>日時</b> : 5月24日(土)16:25から16:50</p> <p><b>会場</b> : 埼玉教育会館</p> <p><b>内容</b> : 決算案・予算案審議</p> <p>お願い、当会支部は形式上の支部のため、できるだけ<b>委任状にて審議</b>いただきますようお願いいたします。</p>
<p><b>2 規定変更のご案内</b></p> <p>3月21日の通常総会にて、下記の規定変更が承認されました。退会する場合は年会費納入が必要になります。ご注意ください。</p>
改 正 前
年度途中の退会規定なし

改 正 後
年度の途中で退会する場合は、当該年度の会費を納入するものとする。



長瀬「法善寺のしだれ桜」by m. isihara

ピックアップ  
ファイル

## シリーズ介護保険関連データ(第 3 回)

ケアマネの皆様こんにちは、広報部長石原です。平成 18 年の法改正前後でサービス利用状況にどのような変化があったのかデータを見ていくシリーズ 3 回目です。しばらく、サービス毎の給付決定額を掲載していきますので、ご了承ください。前回の訪問介護、訪問入浴に続き、訪問看護から見ていきましょう。

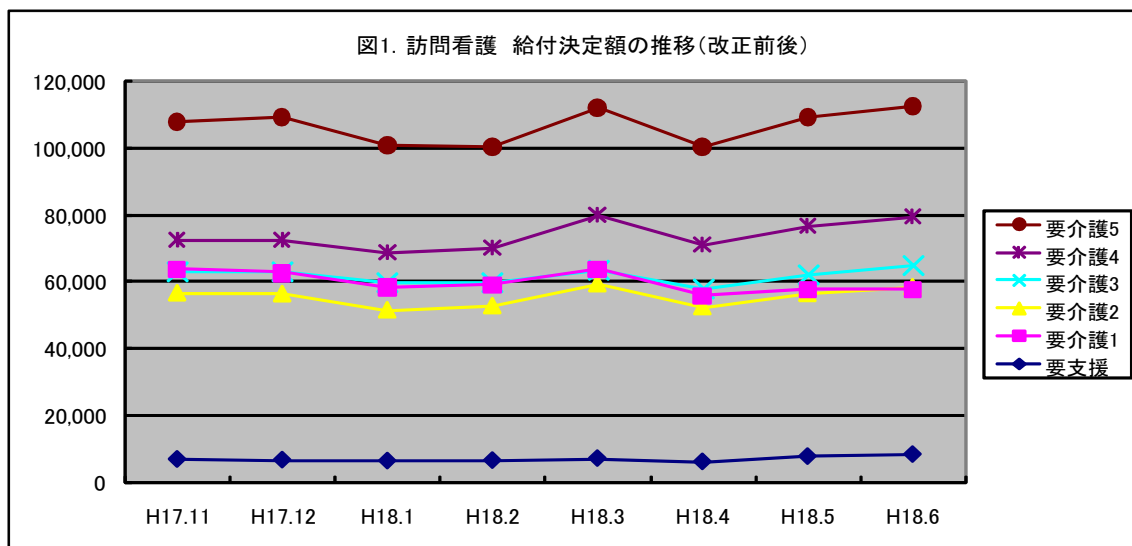


図1. は訪問看護の給付決定額の推移です。前号掲載の訪問介護は横ばい傾向であったのに対し訪問看護は全体として多少の上昇傾向にあります。しかし、要介護 1 だけは減少しており、要支援 1、2 の創設が、影響していると思われます。その一方で要介護 4、5 の上昇幅は改正前よりも大きくなっています。(H18.4 月以降の要支援は 1、2 の合算です。)

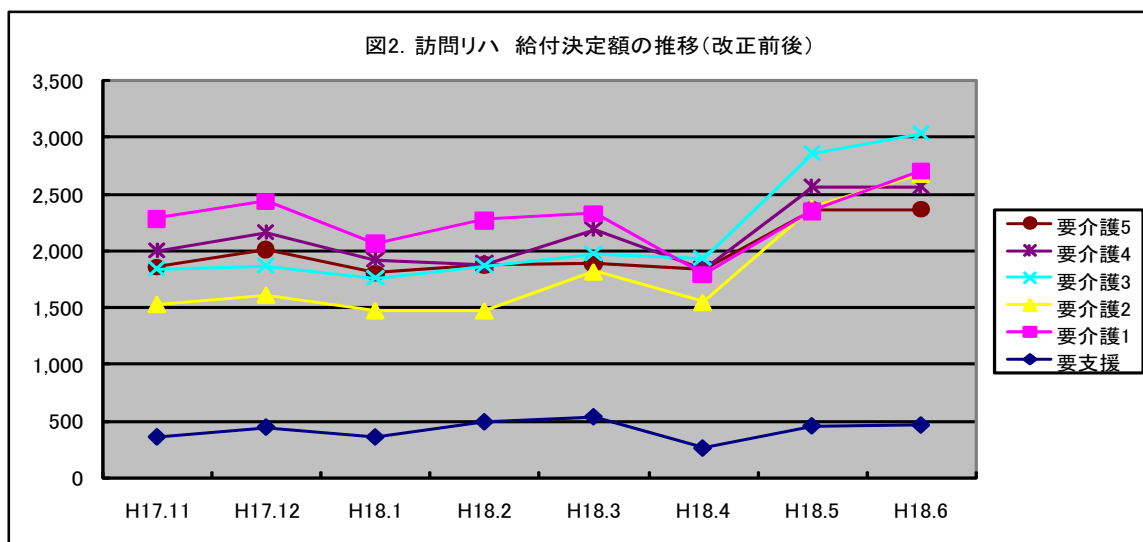


図 2. は訪問リハです。こちらは H18.4 からの上昇傾向が顕著に表れています。これは短期集中加算の新設と同時に、「予防」という考え方でケアマネの意識が変化し、訪問リハの需要を伸ばしたのかかもしれません。改正前は要介護 1 の給付額が最も多かったのですが、改正後は要介護 3 がトップです。また、要介護 2 もかなり増えています。



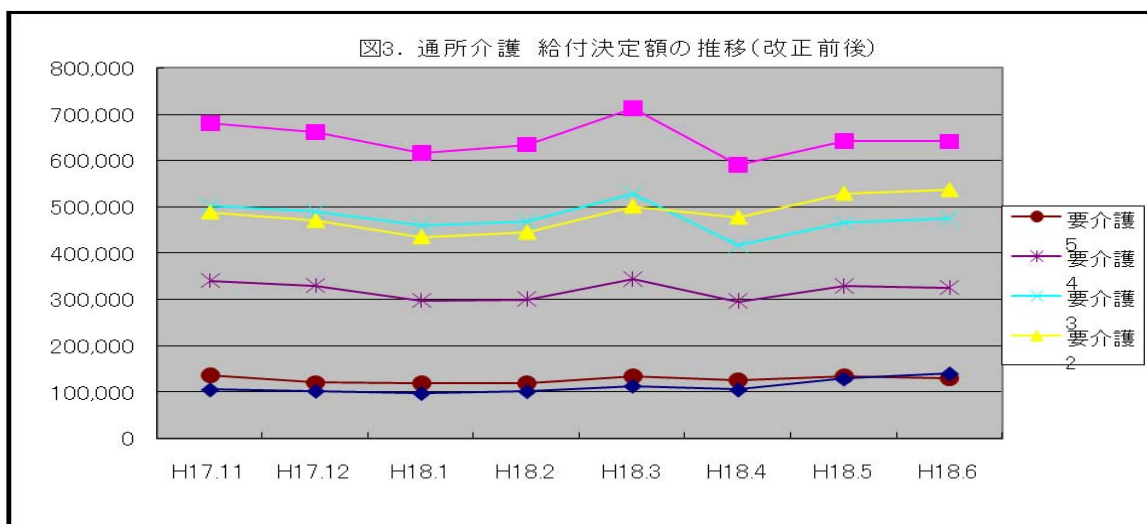
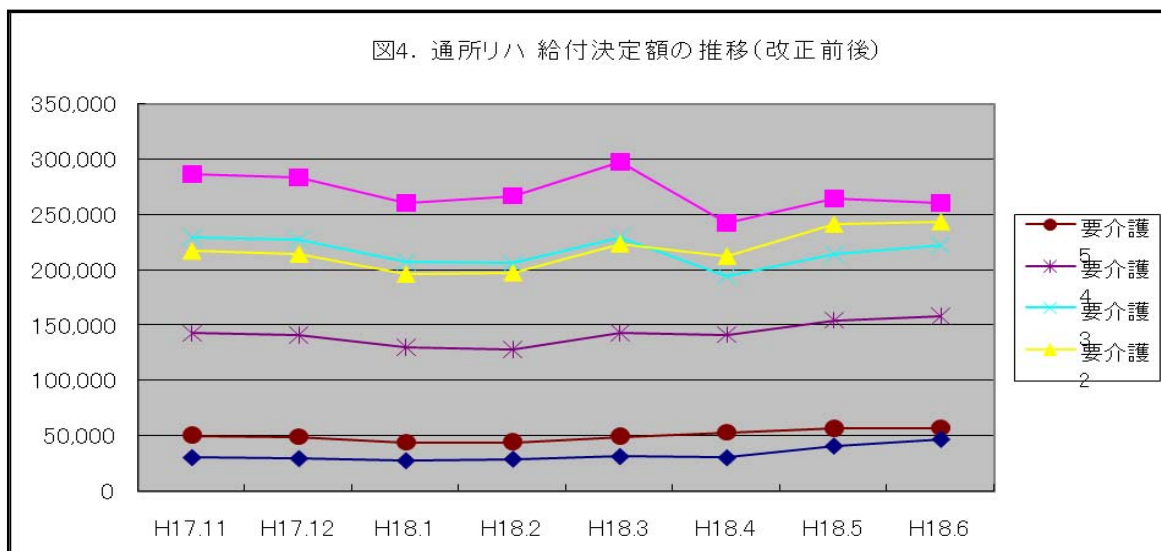


図 3. は通所介護、図 4. は通所リハです。

この 2 つのサービスは通所系という共通点からか、非常によく似た傾向を示しています。要介護 1 が最も多く、利用の中心は軽度から中度であること、要支援と要介護 5 の利用が少ないこと、その中間に要介護 4 が位置すること。また、要介護 3 の給付額が法改正を境にして減少しており、要介護 2 が要介護 3 を上回っています。要支援が 4 月から若干上昇し、要介護 5 との差がほとんど無くなっている点、さらに要介護 1 が改正前よりも減少している点についても共通の傾向となっています。



しかし、通所リハを同じリハビリテーションサービスである訪問リハと比較すると、その傾向には大きな違いがあることがわかります。この違いがどこからくるものなのか、皆様のお考えや予想をホームページの掲示板でお教えいただけませんか？ご投稿をお待ちしております。

## 賛助会員コーナー

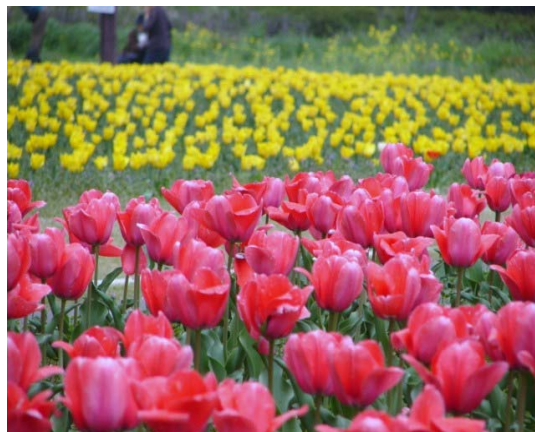
- ・中央法規出版株式会社      さいたま営業所
- ・有限会社 あいえん          まごころサポートセンター
- ・社会福祉法人 育心会        悠久園居宅介護支援センター

ご支援ありがとうございました。

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は 2 回しております》



日野さん家のチューリップ



大宮花の丘公園

### 会報「埼玉ケアマネだより」 広告など掲載募集のご案内

広告等の掲載をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。案内書類をご送付いたします。  
掲載費用：一回当たり、A4版紙面を基準として

紙面の 1/2 20000 円    紙面の 1/4 10000 円

紙面の 1/8 5000 円

上記金額は賛助会員の場合、一般の場合はこの金額の 1.5 倍になります。なお、原稿内容により、掲載できない場合もありますことをご了承ください。

# HP 来訪者 30 万人到達日を当てよう

## 投票方法

1. 投票は、メールでお願いします。(パソコン及び携帯メールからの申込み受け付けます)
2. 一人一回のみです。
3. 投票期間は 5/3～5/12 まで(投票期間内に到達した場合は、その時点で投票は終了いたします。)
4. 到達日とは、AM9:00-翌日 8:00 の間とします。

## 投票例

予想到達日:8 月 1 日(金)

氏名 ○▽太郎(△○彩子)

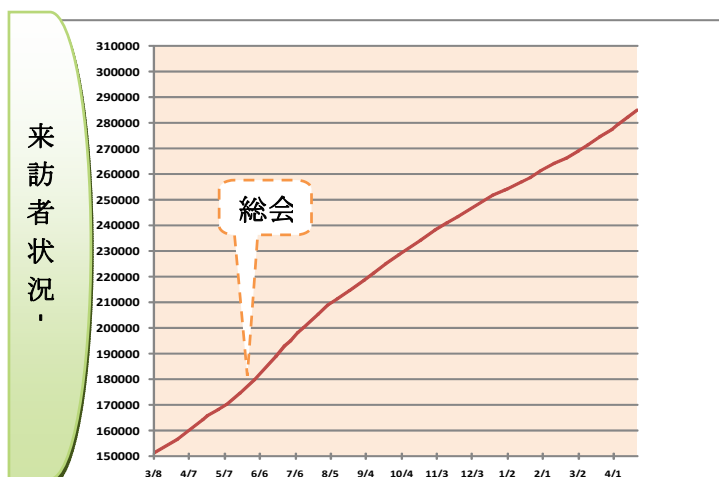
## 5. 当選者

- ・3 名の方に図書カード 1000 円贈呈
- ・当選者多数の場合は、抽選します。(乱数発生させて当選者を決めます)
- ・当選者はメールにて連絡しますので、送付先の郵便番号・住所・氏名を連絡ください。

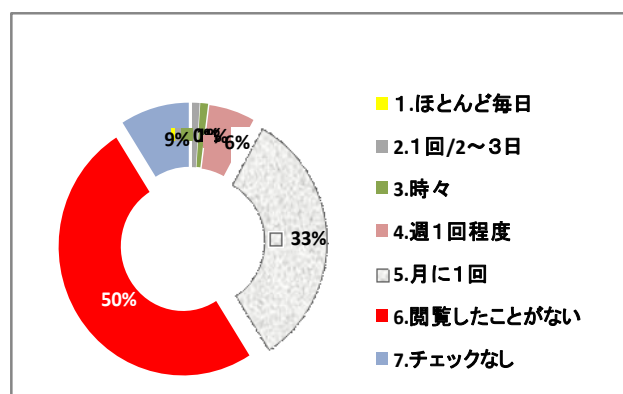
## 6. 個人情報の取扱い

本クイズ以外には使用いたしません。(当選者を決定すれば、当選者以外の受付たメールは削除します。)

## 参考資料



## ホームページ閲覧頻度



出典 080201 理事赤沼「研修会のレポート」より



## 事務局からのお知らせ

### 1) 会員更新手続きのお願い

今年度から研修内容を変更し会員の皆様のニーズに相応しい内容に衣替えします。引き続き会員の継続をお願いいたします。また、新会員の入会もお待ちしております。

➤ 年会費 : 5000円です。

(日本介護支援専門員協会会員の方は、当会会費と一緒に支払ってください。)

締切は5月31日です

➤ 振込先 : 郵便振替

加入者名 NPO法人埼玉県介護支援専門員協会

口座番号 00120-8-463352

### 編集後記

「日本人の心にしみる桜の文化」前線はあつという間に北上しました。

今回はTVで放送された長瀬の「法善寺のしだれ桜」です。鑑賞いただければと思います。

さて、皆様のご要望により今年度から、字体とサイズおよび用紙の

色を変更いたしました。いかがでしたか。ご感想をお寄せ下さい。(FAX,「ホームページの皆さんの掲示板への書き込み」)

また、ホームページへの来訪者が近々30万人に到達します。多数のクイズ応募者をお待ちしています。



・発行人：特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子

・特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内

TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344

Email :jn.kcx\_vau.nd@palette.plala.or.jp

HP :http://www.saitama-cm.com/

